

令和5年6月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和5年6月16日招集

令和5年6月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第33号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第5号 宇土市税条例の一部を改正する条例について	1
議案第34号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第6号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について	6
議案第35号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第7号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例 について	8
議案第36号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 専決第8号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第1号） について	10 別冊
議案第37号	宇土市税条例の一部を改正する条例について	11
議案第38号	宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正 する条例について	14
議案第39号	宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について	15
議案第40号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて	16
議案第41号	宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について	17
議案第42号	財産の取得について	18
議案第43号	令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について	19 別冊
議案第44号	令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について	〃
議案第45号	宇土市農業委員会の委員の任命について	20
議案第46号	宇土市農業委員会の委員の任命について	21

議案第47号	宇土市農業委員会の委員の任命について	22
議案第48号	宇土市農業委員会の委員の任命について	23
議案第49号	宇土市農業委員会の委員の任命について	24
議案第50号	宇土市農業委員会の委員の任命について	25
議案第51号	宇土市農業委員会の委員の任命について	26
議案第52号	宇土市農業委員会の委員の任命について	27
議案第53号	宇土市農業委員会の委員の任命について	28
議案第54号	宇土市農業委員会の委員の任命について	29
議案第55号	宇土市農業委員会の委員の任命について	30
議案第56号	宇土市農業委員会の委員の任命について	31
報告第6号	令和4年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について	32
報告第7号	令和4年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	34
報告第8号	令和4年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	39
報告第9号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	41
報告第10号	宇土市土地開発公社の経営状況の報告について	43

議案第33号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和5年3月31日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第46条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「不足額」を「不足税額」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の宇土市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の宇土市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第34号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和5年3月31日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宇土市国民健康保険税条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第23条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改め

る。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の宇土市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和 5 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件について専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

1 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

専決理由

条例を改正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例

宇土市税特別措置条例（昭和 57 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「設備」を「設備（同法第 12 条第 4 項の表の第 1 号の上欄又は第 45 条第 3 項の表の第 1 号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）」に改め、同条第 2 号ア中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇土市税特別措置条例第 2 条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設さ

れる施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

議案第36号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を専決処分したので、同条第3項の規定により次のとおり報告し、その承認を求める。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

記

専決第8号

専 決 処 分 書

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和5年4月24日専決

宇土市長 元 松 茂 樹

専決理由

既定予算を補正する必要が生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものである。

議案第 37 号

宇土市税条例の一部を改正する条例について

宇土市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市税条例の一部を改正する条例

宇土市税条例（昭和 34 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「若しくは第 2 項」を削り、「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には、」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3

項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の宇土市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 公布の日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇土市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき宇土市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の

例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 38 号

宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和 58 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正により、助成対象となる公費負担医療の一部負担金が拡大されることに伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 39 号

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「修了したもの」の次に「(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童健全育成事業の業務に従事することとなった日から 2 年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、放課後児童健全育成事業者は、研修計画の内容に限らず、原則採用から 1 年以内に研修を修了させるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

放課後児童健全育成事業を円滑に実施するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第40号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宇土市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)等の施行に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第41号

宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(宇土市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 宇土市水道事業給水条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第26条中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(宇土市下水道条例の一部改正)

第2条 宇土市下水道条例（昭和54年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(宇土市漁業集落排水施設条例の一部改正)

第3条 宇土市漁業集落排水施設条例（平成20年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第16条中「10円未満」を「1円未満」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

提案理由

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されることに伴い、水道料金等の算定方法を見直すため条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第42号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 電子黒板一式（70セット） |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得価格 | 35,981,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| 4 | 契約の相手方 | 宇土市城之浦町233番地
株式会社アンサー・インターナショナル
代表取締役 曾方 之 |

提案理由

予定価格2,000万円以上の財産の取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第43号

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第44号

令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年6月16日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。